

岸和田市貝塚市清掃施設組合の名称を改めることに伴う関係規程の整理に関する規程

令和 7 年 10 月 6 日

告示第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、岸和田市貝塚市清掃施設組合において現に施行中の規程（以下「既存の規程」という。）の整理について必要な事項を定めるものとする。

（既存の規程の改正）

第 2 条 既存の規程中「岸和田市貝塚市清掃施設組合」を「岸和田市貝塚市広域事務組合」に改める。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。